

## 令和8年度女性の農業スキル向上講座開催業務委託仕様書

### 1 目的

女性農業者の活躍は、地域農業・農村の活性化を進める上で重要であることから、女性農業者の活躍支援が必要である。しかし、女性農業者の多くは経営規模が小さく、経営に関与していない人も多数存在する。

そこで本業務は、県内女性農業者間のつながりと学びを支援することで、女性農業者のさらなる活躍を図ることを目的として実施する。

### 2 委託業務の内容

#### しがの農業「女性活躍」応援事業

##### (1) 農業スキルアップ講座の開催

- ア 女性農業者を対象とした、大型特殊（農耕車限定）免許取得等の基礎的な農業スキルの習得講座の開催。
- イ 受講生は県内女性農業者を対象。
- ウ 講師等の選定については、県と十分に協議し、講師を勉強会1回当たり概ね1名選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- エ 受講生同士が交流できるよう内容を工夫すること。
- オ 受講生にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。
- カ 内容によっては、参加者には傷害保険に加入させることとし、保険料は受託事業者の負担とすること。

##### (2) 女性の経営チャレンジ塾

- ア 経営規模の小さい女性経営者や経営への関わりを目指す女性農業者を対象に、経営にチャレンジする意欲を醸成するため、経営、農業機械整備、農業の基本知識といった内容の講座を4回開催すること。
- イ 参集人数は5～10名程度とすること。
- ウ 講師等の選定については、県と十分に協議し、講座1回あたり概ね1～2名程度選定すること。（講師への謝金等を委託費に含む）
- エ 4回すべての講座に受講してもらえよう工夫すること。また、参加者がより効果的に学びが得られるようにすること。
- オ 参加者にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。
- カ 内容によっては、参加者には傷害保険に加入させることとし、保険料は受託事業者の負担とすること。
- キ より多くの女性農業者に参加していただくため、開催時期、場所を工夫すること。
- ク 参加者にアンケートを実施し、事業効果を把握すること。

##### (3) 共通事項

- ア 参加者の募集は、チラシの作成・配布による募集のほか、SNS広告、ウェブサイト等の独自ノウハウや手法を活用するとともに、効率的かつ効果的に募集を行うこと。
- イ アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議のうえ決定すること。実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。
- ウ 事業の実施については、受託事業者が持つ情報やノウハウを活用すること。効果的に実施できるよう創意工夫を図ること。
- エ 子育て世代が参加することを想定し、託児サービスの設置や開催時間等の工夫をする

- こと。
- オ いずれの事業も滋賀県内において実施すること。
- カ その他、業務の目的を達成するにあたり有効と考えられる内容を自由提案とする。
- キ 連絡調整について、講師との連絡調整を主体的に行い、必要に応じて県に進捗状況を報告する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月15日（月）

### 4 委託料

2,991,000円（消費税および地方消費税含む。）

委託業務を完了したときは、速やかに業務実績報告書に委託料精算書を添えて提出すること。

### 5 成果物

（以下「成果物」という。）は、次のとおりとする。

#### (1) 仕様

ア 報告書（電子データ）

イ 報告書は、打合せ記録簿を作成し添付すること。

ウ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。

#### (2) 納入場所

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課（〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1）

#### (3) 納期

令和9年2月15日（月）までに納入すること。

### 6 業務の実施等について

本委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託事業者からの提案内容に基づき県と受託事業者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたっては、本業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- (4) 業務の進捗を管理する責任者および連絡員（責任者と連絡員が同一でも可）を置くこと。
- (5) 業務の遂行にあたっては、仕様書等に疑義が生じる場合は、双方打ち合わせを行い決定する。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を達成するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託事業者の負担で実施する。
- (7) 委託業務の実施にあたり秘匿情報を第三者には漏らしてはならない。

### 7 著作権等

- (1) 成果物にかかる著作権法（昭和45年法律第48号）（以下、「法」という。）第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受託事業者から県に移転する。なお、県または受託事業者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託事業者に帰属するものとする。この場合、受託事業者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

- (2) 受託事業者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託事業者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託事業者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受託事業者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

## 8 その他

- (1) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却することとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (3) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (4) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCC に設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (6) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託事業者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託事業者の責任においてこれを解決することとする。
- (7) 現地調査等を行う場合、原則受託事業者で関係者と連絡をとり実施するものとする。
- (8) 社会情勢により委託業務の実施が困難な場合は、県と協議の上時期および内容等を再検討する。
- (9) 受託事業者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。
- (10) 県は、受託事業者が委託業務の実施にあたり、仕様書について定められた事項に反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものとする。
- (11) 受託事業者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存するものとする。
- (12) その他、本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、受託事業者の負担で実施する。